

「別紙 1」

計算書類に対する注記

社会福祉法人 高槻ライフケア協会

1、継続事業の前提に関する注記

「該当なし」

2、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- ・上記以外の有価証券で時価のないもの一総平均法に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

「該当なし」

(3) 引当金の計上基準

「該当なし」

3、重要な会計方針の変更

「該当なし」

4、法人で採用する退職給付制度

「該当なし」

5、法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）当法人では、公益事業においては拠点が1つであるため作成していない
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

I、社会福祉事業区分

① 明田町拠点区分

- ア 法人本部
- イ 老人居宅介護事業（介護予防訪問サービス）
- ウ 老人デイサービス事業（介護予防通所サービス）
- エ 障がい福祉サービス事業（居宅介護）
- オ 障がい福祉サービス事業（重度訪問介護）
- カ 障がい福祉サービス事業（同行援護）
- キ 地域生活支援事業（移動支援）

② 富田町拠点区分

- ア 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- イ 障がい福祉サービス事業（生活介護）
- ウ 地域生活支援事業（日中一時支援）（公益事業）

③ 日吉台拠点区分

- ア 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- イ 総合事業（第一号通所サービス）（公益事業）

II、公益事業区分

① 明田町拠点区分

- ア 居宅介護支援事業
- イ ケアワーカー派遣サービス
- ウ 教育研修事業

6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	101,796,936	0	0	101,796,936
建物	59,668,764	0	4,769,426	54,899,338
合計	161,466,700	0	4,769,426	156,696,274

7、基準第 22 条第 4 項及び第 6 項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

8、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

土地（基本財産）	37,944,983 円
<u>建物（基本財産）</u>	<u>54,899,337 円</u>
合計	92,844,320 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	13,884,000 円
合計	13,884,000 円

9、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	103,683,164	48,783,826	54,899,338
構築物（建物）	20,395,599	11,531,056	8,864,543
車両運搬具	14,531,158	11,866,292	2,664,866
器具及び備品	5,638,837	5,085,004	553,833
合計	144,248,758	77,266,178	66,982,580

10、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要）

「該当なし」

11、満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

12、関連当事者との取引の内容

「該当なし」

13、重要な偶発債務

「該当なし」

14、重要な後発事象

「該当なし」

15、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

「別紙 2」

計算書類に対する注記（明田町区分・社会福祉事業）

1、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—決算日の市場価格に基づく時価法
- ・上記以外の有価証券で時価のないもの—総平均法に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

「該当なし」

(3) 引当金の計上基準

「該当なし」

2、重要な会計方針の変更

「該当なし」

3、採用する退職給付制度

「該当なし」

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている

- (1) 拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 3（⑪））

I、社会福祉事業区分

① 明田町拠点区分

- ア 法人本部
- イ 老人居宅介護事業（介護予防訪問サービス）
- ウ 老人デイサービス事業（介護予防通所サービス）
- エ 障がい福祉サービス事業（居宅介護）
- オ 障がい福祉サービス事業（重度訪問介護）
- カ 障がい福祉サービス事業（同行援護）
- キ 地域生活支援事業（移動支援）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3(⑩)）は省略している

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
---------	-------	-------	-------	-------

土地	63,851,953	0	0	63,851,953
建物	1	0	0	1
合計	63,851,954	0	0	63,851,954

6、基準第 22 条第 4 項及び第 6 項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
「該当なし」

7、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

「該当なし」

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

「該当なし」

8、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1	0	1
構築物（建物）	10,238,392	6,832,305	3,406,087
車両運搬具	7,266,242	6,932,905	333,337
器具及び備品	2,677,934	2,672,300	5,634
合計	20,182,569	16,437,510	3,745,059

9、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要)

「該当なし」

10、満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11、重要な後発事象

「該当なし」

12、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

「別紙 2」

計算書類に対する注記（富田町拠点区分）

1、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

「該当なし」

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

「該当なし」

(3) 引当金の計上基準

「該当なし」

2、重要な会計方針の変更

「該当なし」

3、採用する退職給付制度

「該当なし」

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている

(1) 拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 3(㉑)）

① 富田町拠点区分

ア 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

イ 障がい福祉サービス事業（生活介護）

ウ 地域生活支援事業（日中一時支援）（公益事業）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3(㉒)）は省略している

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	37,944,983	0	0	37,944,983
建物	22,030,548	0	2,520,909	19,509,639
合計	59,975,531	0	2,520,909	57,454,622

6、基準第 22 条第 4 項及び第 6 項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

土地（基本財産）	37,944,983 円
建物（基本財産）	19,509,639 円
合計	57,454,622 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	1,140,000 円
合計	1,140,000 円

8、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要）

固定資産の取得価額、減価償却累計及び当期末残高は、以下のとおりである

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	54,802,363	35,292,724	19,509,639
構築物（建物）	2,769,750	1,671,335	1,098,415
車両運搬具	7,264,916	4,933,387	2,331,529
器具及び備品	2,011,330	1,599,868	411,462
合計	66,848,359	43,497,314	23,351,045

9、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要）

「該当なし」

10、満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11、重要な後発事象

「該当なし」

12、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

「別紙 2」

計算書類に対する注記（日吉台拠点区分）

1、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

「該当なし」

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

「該当なし」

(3) 引当金の計上基準

「該当なし」

2、重要な会計方針の変更

「該当なし」

3、採用する退職給付制度

「該当なし」

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている

(1) 拠点区分計算書類（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 3(㉑)）

① 日吉台拠点区分

ア 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

イ 総合事業（第一号通所サービス）（公益事業）

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3(㉒)）は省略している

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	37,638,215	0	2,248,517	35,389,698
合 計	37,638,215	0	2,248,517	35,389,698

6、基準第 22 条第 4 項及び第 6 項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

建物（基本財産） 35,389,698 円
担保している債務の種類および金額は以下のとおりである
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む） 12,744,000 円

8、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	48,880,800	13,491,102	35,389,698
構築物（建物）	7,005,987	2,762,774	4,243,213
器具及び備品	673,736	536,999	136,737
合計	56,560,523	16,790,875	39,769,648

9、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

（貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要）

「該当なし」

10、満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11、重要な後発事象

「該当なし」

12、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」

「別紙 2」

計算書類に対する注記（明田町区分・公益事業）

1、重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

「該当なし」

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

「該当なし」

(3) 引当金の計上基準

「該当なし」

2、重要な会計方針の変更

「該当なし」

3、採用する退職給付制度

「該当なし」

4、拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている

(1) 拠点区分計算書類（第一号第三様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙 3（⑪））

① 公益事業区分

- ア 居宅介護支援事業
- イ ケアワーカー派遣サービス
- ウ 教育研修事業

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙 3(⑩)）は省略している

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

「該当なし」

6、基準第 22 条第 4 項及び第 6 項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである

「該当なし」

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである

「該当なし」

8、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要)

固定資産の取得価額、減価償却累計及び当期末残高は、以下のとおりである

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
構築物（建物）	381,470	264,642	116,828
器具及び備品	275,837	275,837	0
合計	657,307	540,479	116,828

9、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は、記載不要)

「該当なし」

10、満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

「該当なし」

11、重要な後発事象

「該当なし」

12、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」